



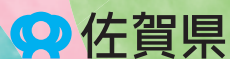
佐賀県子育て応援
キャラクター
さがっぴい

佐賀県が目指す 幼児教育 保育の姿

未来へつなぐ生きる力の
基礎を培う幼児教育・保育



佐賀県保育幼児教育センター



佐賀県

令和7年3月発行



県では、「佐賀で楽しく子育てしてほしい」

「佐賀のこどもたちに骨太で健やかに育ってほしい」との想いで、

「子育てし大県“さが”プロジェクト」に取り組んでいます。



こどもたちに様々な体験や教育を受ける機会を提供し、
その過程でいろいろな人と関わり、トライ アンド エラーを重ねることで、

豊かな感受性や人を想うやさしさ、

そして高い志と佐賀への誇りを育む環境づくりを推進しています。

また、2021年3月に設置した佐賀県保育幼児教育センターでは、

佐賀県で育つすべてのこどもたちのため、

幼児教育・保育の質の向上や、幼保小架け橋プログラムの

促進を図る取り組みを、幅広く進めています。

その取り組みの1つとして、

「佐賀県が目指す幼児教育・保育の姿」

を作成しました。

佐賀のこどもたちが高い志と佐賀への誇りを胸に、
未来の佐賀や世界で活躍する姿を思い描きながら、
主体性と自信をもって、生き生きと活動していけるように
県全体で応援していきたいと思っています。



佐賀県が目指す 幼児教育・保育の姿

社会的
自立へ

自分で考え、行動し、挑戦する
骨太なこども

生きる力

学びに向かう力、人間性等

思考力、判断力、表現力等

知識及び技能

3つの
資質・能力

バランスよく
育む

生きる力の基礎

人間性等

学びに向かう力、

表現力等の基礎

思考力、判断力、

技能の基礎

知識及び

3つの
資質・能力

一体的に
育む

18歳

小学校
以降

小学校では、乳幼児期に育まれた力を踏まえた教育活動を行います。

小学
1年生

架け橋期

”10の姿”を手
掛かりとして
こどもの姿を
共有

年長
5歳児

幼児教育施設は、小学校以降の教育を見通しながら、その基盤となる資質・能力を育みます。
また”10の姿”意識し、一人ひとりの特性に応じた必要な援助を行います。

幼児期の
終わりまでに育ってほしい
“10の姿”

“10の姿”は到達すべき目標ではなく、
また、個別に取り出して指導する
ものではありません。



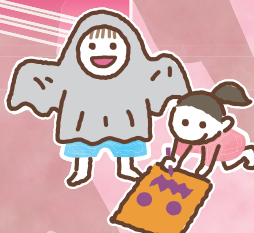
協同性



自立心



健康な心と体



豊かな感性と
表現



言葉による伝え合い



道徳性・規範意識
の芽生え



社会生活との
関わり



思考力の芽生え



自然との関わり
・生命尊重



数量や図形、
標識や文字など
への関心・感覚



乳幼児期の 教育・保育で 大切なこと

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。このため乳幼児期にふさわしい生活が展開できるよう、質の高い教育の提供と絶えまない改善に努めることが大切です。



教育・保育は 「環境」を通して 行われます

こどもは身の回りのさまざまな「環境」から多くのことを学びます。そのため保育者は、幼児が主体的に活動を行い発達に必要な体験が得られるような環境を構成することが大切です。



こどもは 「遊び」を通して 学びます

遊びは学びです。保育者は、こどもが遊びの中で環境との関わり方や意味に気づき、試行錯誤を繰り返し、自ら考え行動できるよう援助することが大切です。





物的環境



こどもが遊びに没頭し様々な
体験ができる時間・空間

時間・空間



自然環境

遊びを通した
学び

一人ひとりの興味や関心、
友達との関わりなどに応じて
環境を構成する

社会環境



人的環境



保育者として 大切にすることは

保育者は、倫理観に裏付けられた専門的知識、
技術を持ち、生命の保持や情緒の安定を図るなど、
一人ひとりの発達に応じた養護の行き届いた
環境のもと保育をすることが求められます。



こどもを温かく見守る

こどもは、保育者をはじめ周囲の人から
かけがえのない存在として受け止められ、
認められることで自己を十分に発揮するこ
ができます。そのことによって、周囲への
信頼感とともに自己肯定感が育れます。



保育の質の向上を目指して

保育者として求められる資質や専門性を向上させるため園内・園外の研修を深めたり、職員間で専門性を高め合ったりすることが重要です。

また、ICTツールの活用などで業務負担の軽減を図り、こどもに向き合う時間を増やすことで保育の質を向上させる「働き方改革」にも取り組むことが求められます。



小学校との円滑な 接続に向けて

幼児教育施設の年長(5歳児)から小学校1年生の2年間の「架け橋期」は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期であるため、幼児教育と小学校教育との円滑な接続が重要です。



小学校の先生と こどもの育ちを語り合い、 相互理解を深める

幼児・児童の交流活動や就学前のこどもに関する情報交換、「架け橋期のカリキュラム」を作成するなど、各園、各学校における指導の充実・改善を図ることが重要です。



佐賀県保育幼児教育センターについて

佐賀県では、こども未来課内に「保育幼児教育センター」を設置し、各園の保育の質の向上に関する取り組みを支援しています。

1 保育幼児教育アドバイザーの訪問支援

幼児教育・保育の豊富な実践経験をもつ保育幼児教育アドバイザーを各園へ派遣し、訪問支援を行っています。



訪問支援について
(佐賀県ホームページ)



2

保育者のキャリアに応じた様々な研修

キャリアに合わせた研修を実施しています



研修について
(佐賀県ホームページ)

初任者研修

中堅者研修

指導者研修

管理職研修

保育技術研修

キャリアアップ研修

など

3

幼保小接続の取組の支援

幼保小接続に関係する研修会や会議などにセンターの職員等を派遣し、各地区での幼保小接続の取組を支援します。



お問い合わせ先 佐賀県保育幼児教育センター（佐賀県 こども未来課内）

TEL.0952-25-7616 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

FAX.0952-25-7339 Mail.hy-c@pref.saga.lg.jp

©2025 Saga Prefecture.

こどもの権利とこども基本法について

1989年に国連にて採択された国際条約「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」には、「命を守られ成長できること」、「子どもにとって最もよいこと」、「意見を表明し参加できること」、「差別のないこと」の4つの原則があり、すべてのこどもは、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「こども基本法」は、「児童の権利に関する条約」と日本国憲法の精神にのっとり、2023年に施行されました。すべてのこども・若者が、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会への変革が求められています。

幼児教育・保育に関する資料等

幼稚園教育要領	平成29年3月	文部科学省
保育所保育指針	平成29年3月	厚生労働省
小学校学習指導要領	平成29年3月	文部科学省
小学校学習指導要領総則編解説	平成29年7月	文部科学省
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	平成29年3月	内閣府／文部科学省 厚生労働省
幼稚園教育要領解説	平成30年2月	文部科学省
保育所保育指針解説	平成30年2月	厚生労働省
幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説	平成30年3月	内閣府／文部科学省 厚生労働省
発達や学びをつなぐスタートカリキュラム	平成30年3月	文部科学省／国立教育政策研究所／ 教育課程研究センター
一人一人のよさを未来へつなぐ ～学校教育のはじまりとしての幼稚園教育～	令和元年12月	文部科学省
「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子どもたちの可能性を引き出す、 個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)	令和3年1月26日	中央教育審議会
幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開	令和3年2月	文部科学省
指導と評価に生かす記録	令和3年10月	文部科学省
学びや生活の基盤をつくる幼児教育と 小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～	令和5年2月27日	中央教育審議会初等中等教育 分科会 幼児教育と小学校の 架け橋特別委員会
こども大綱	令和5年12月22日	閣議決定
幼児期までのこどもの育ちに係る基本的ビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン)	令和5年12月22日	閣議決定